

特定非営利活動法人手をつなご

会員規約

第1条（目的）

この会員規約（以下「本規約」という。）は、特定非営利活動法人手をつなご（以下「法人」という。）の定款を補足し、法人と特定非営利活動法人手をつなごの会員（以下「会員」という。）の間の権利及び義務の詳細を明確にするために定めるものである。

第2条（会員の性格）

法人の会員は、定款に定める目的と事業内容を認識し、法人の運営及び財政面での支えとなるとともに、子どもの幸せを実現するために、

1. 地域の子育てを応援する
2. 人と人のつながりをつくる
3. 育ちあい育てあい支えあいを広げる

ことに寄与するものとする。

第3条（入会申し込み）

入会の申し込みをする者は、理事長の定めた入会申込書（会員1号様式）に必要な事項を記入し、書面、又は電磁的な方法をもって当法人に提出するものとする。

2 入会申込書を提出した者は、第7条で定める入会金及び年会費を、入会申込書提出から1か月以内に収めるものとする。

第4条（入会の不認可）

入会の申込みをした者が、以下の各号の一に該当する場合、法人は入会を認めない場合がある。

- (1) 入会に係る事項について、偽名等の虚偽の情報を提出した場合
- (2) 入会申込者が本規約及び法人の定款に反する恐れがある場合
- (3) 法人、ないしは他の会員に対する政治、宗教及び営利活動を目的としている場合
- (4) 過去に会員資格を取り消された者の場合
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、理事長が入会を適当でないと判断した場合

第5条（会員資格の成立）

入会を申し込んだ者の会員資格は、法人が入会を認め、事務局が年会費の納入を確認したときに成立するものとする。

第6条（会員資格の有効期間）

入会した初年度の会員資格の有効期間は、以下の通りとする。

- (1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日まで。

(2) 入会した翌年度以降は、法人の1事業年度。

2 会員資格は、第9条で定める方法により継続することができる。

第7条（会員の種別と会費）

法人の会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、総会において定められた以下の通りの入会金及び年会費を納めるものとする。

(1) 入会金

会員種別	入会金
1. 正会員	0円
2. 賛助会員	0円

(2) 年会費

会員種別	会費	備考
1. 正会員	1名 3,000円	
2. 賛助会員	1口 3,000円	1口以上

第8条（拠出金品の不返還）

会員の納めた入会金、会費及びその他の拠出金品は、原則返金しない。

第9条（会員資格の継続）

会員資格の有効期間が満了する場合には、法人は書面又は電磁的方法により、継続のための案内を会員に通知する。

2 会員資格は、毎事業年度開始日の前後1か月以内に、法人の定める方法により会費を払い込み、事務局が入金を確認したことをもって継続されるものとする。

第10条（会員の特典）

正会員は以下の各号に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 総会に参加し、議決権を行使することができる。
- (2) 法人の定期発行する機関誌に投稿し、かつ機関誌を受領することができる。
- (3) 法人の事業に参画・従業することができる。
- (4) 法人が主催する講習会や研修会、その他イベントの案内を受け、優先的に参加することができる。

2 賛助会員は以下の各号に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 総会に参加し、参考意見を述べるすることができる。
- (2) 法人の定期発行する機関誌を受領することができる。

第11条（会員の氏名・名称・住所等の変更）

会員は、その氏名・名称、又は連絡先等に関する事項に変更があった時は、速やかに書面又は電磁的方法により、その旨を法人に通知しなければならない。

第 12 条（退会）

退会を希望する者は、理事長の定めた退会届（会員 2 号様式）に必要な事項を記入し、書面、又は電磁的方法をもって法人に提出することで、任意に退会することができる。

第 13 条（禁止行為）

会員は、次の各号における行為をしてはならない。

- （1）本規約上の特典や権利を第三者に譲渡若しくは使用させること。
- （2）法人の許可なく、法人の名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用すること。
- （3）法人の個人情報保護規定、情報セキュリティ規定に定められた内容に違反すること。

第 14 条（損害賠償）

会員が、定款及び本規約に反し、又はそれに類する行為によって法人が損害を受けた場合、当該会員は、法人が受けた損害を法人に賠償しなくてはならない。

第 15 条（変更・追加）

法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合は、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

第 16 条（附則）

本規約は平成 28 年 4 月 1 日より実施する。